

## 長 浜 市 企 業 立 地 促 進 助 成 制 度 Q & A

Q 1    どのような助成金を受けることができますか？

A 1    助成金には、工場等の施設整備に対する工場等立地助成金と増加雇用に対する雇用促進助成金、土地造成に対する工場等用地造成助成金の３種類があります。それぞれの助成金の交付要件などは、次のとおりです。

| 種 類      | 交 付 要 件                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 助 成 額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 限度額 |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 工場等立地助成金 | <p>次の要件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1)指定を受けた工場等の整備のため投下した固定資産額が次の額以上あること。</p> <p>① 情報通信業<br/>5 千万円</p> <p>② 自然科学研究所<br/>5 千万円</p> <p>③ 長浜サイエンスパーク立地事業者<br/>5 千万円</p> <p>④ 製造業の試験研究施設<br/>5 千万円</p> <p>⑤ 上記以外<br/>1 億円</p> <p>(2)指定工場等の操業開始日において新たに増加した常用雇用者数が５人以上であること。</p> <p>(3)環境保全協定を締結していること。</p> | <p>指定工場等に投下された固定資産に課税された固定資産税額に、課税年度に応じ助成率を乗じた額</p> <p>(1)情報通信業<br/>第 1 年度：100%<br/>第 2 年度： 75%<br/>第 3 年度： 50%</p> <p>(2)自然科学研究所<br/>第 1 年度：100%<br/>第 2 年度：100%<br/>第 3 年度：100%<br/>第 4 年度：100%</p> <p>(3)長浜サイエンスパーク立地事業者<br/>第 1 年度：100%<br/>第 2 年度：100%<br/>第 3 年度：100%<br/>第 4 年度：100%</p> <p>(4)製造業の試験研究施設<br/>第 1 年度：100%<br/>第 2 年度：100%<br/>第 3 年度：100%<br/>第 4 年度：100%</p> <p>(5)博物館を長浜中心市街地活性化基本計画区域内</p> | なし  |

|             |                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                  |                                                        |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
|             |                                                                                                                                                                | <p>立地事業者</p> <p>第1年度：100%</p> <p>第2年度：100%</p> <p>第3年度：100%</p> <p>第4年度：100%</p> <p>(6)上記以外</p> <p>第1年度：100%</p> <p>第2年度：75%</p> <p>第3年度：50%</p> |                                                        |
| 雇用促進<br>助成金 | <p>次の要件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1)工場等立地助成金又はインキュベーションセンター発立地助成金の対象者であること。</p> <p>(2)工場等の操業開始日において増加した常用雇用者のうち、長浜市に居住する者が5人以上であること。</p>                              | <p>増加常用雇用者の居住地に応じ、1人当たり次の金額</p> <p>(1)長浜市 10万円</p> <p>※ 同一人については、1回限りです。</p>                                                                     | <p>1,000万円</p> <p>又は</p> <p>長浜市在住の増加雇用者数の合計が100人以下</p> |
| 工場等用地造成助成金  | <p>次の要件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1)事前確認通知書の通知日から5年以内に事業を開始する者</p> <p>(2)工場等の新增設のために造成する用地の面積が、4,000平方メートル以上であること。</p> <p>(3)事業開始日において新たに増加する常用雇用者の見込数が5人以上であること。</p> | <p>造成工事に要した費用の2分の1以内</p> <p>※ただし、造成工事に要した費用が、標準工事額を上回る場合は、標準工事額の2分の1以内。</p>                                                                      | <p>5,000万円</p>                                         |

Q2 対象となる事業は何ですか？

A2 製造業、情報通信業、自然科学研究所及び博物館です。

Q3 コールセンターは、対象となりますか？

A3 対象となる情報通信業は、

- ① 受託開発ソフトウェア業（顧客の要望に応じたソフトウェアを開発）
- ② パッケージソフトウェア業（パッケージプログラムを開発）
- ③ 情報処理サービス業（計算サービス、データ入力など）
- ④ インターネット付随サービス業（ポータルサイト運営業など）

です。

コールセンターは、「情報提供サービス業」に分類されますので、対象とはしていません。

Q4 工場の中に設置した研究開発施設は、試験研究施設ですか？

A4 「試験研究施設」とは、製品の製造又は技術の改良、考案、発明を目的とした建物とその中の機械設備をいいます。

生産施設との区別を例示すると次のようになります。

- ① 独立して製品の技術開発を目的とする試験研究を行う検査所や試験室は、「試験研究施設」です。
- ② 製品の検査が生産工程の一環として行われる施設は、「生産施設」です。
- ③ 試作品又は開拓品を製造し、研究する施設は、「試験研究施設」です。

ただし、製造した試作品や開拓品が販売される場合や実稼動プラントに移行できる場合は、「生産施設」になります。

Q5 既存の敷地内に工場を増築しました。対象となりますか？

A5 増設に当たりますので、対象になります。

Q6 事業を高度化するため、機械を入れ替えました。対象となりますか？

A6 助成の対象となるのは、市内に拠点の無い企業が市内に工場、事業所や研究所を設置した場合（新設）及び市内に拠点のある企業が更に市内に工場、事業所や研究所を設置した場合（増設）です。

設置する工場等について所有権を持つ必要はなく、賃借など何らかの使用権限を持っていれば十分です。

ですから、工場等の建物の増設が伴わない場合は、助成の対象になりません。

Q 7 土地、建物を賃借し、工場を開設します。対象になりますか？

A 7 工場の敷地や建物、及び機械類などの償却資産は、所有する必要はなく、賃貸借でも助成の対象となります。

しかしながら、投下固定資産（工場の開設のため、自分が所有することとなる土地、家屋や償却資産）の価額が一定額を超えること、及び一定数以上の雇用者が増えることが助成金交付の条件です。

Q 8 既存の工場を取り壊して、建て替えました。対象となりますか？

A 8 既存の工場を改築した場合も対象となりますが、投下固定資産額及び増加雇用者数は、次により判断します。

① 投下固定資産額

1) 家屋 = 改築後の建物の取得価額 - 改築前の建物の固定資産簿価

2) 償却資産 = 改築後の建物に設置された償却資産の取得価額 -  
改築前の建物に設置されていた償却資産の固定資産簿価

② 増加雇用者数 = 工場等の改築に伴い、新たに雇用されることとなった常用雇用者数

Q 9 工場が手狭になったので閉鎖し、市内に新しい工場を建設します。対象になりますか？

A 9 対象となりますが、投下固定資産額や増加雇用者数は、次のように判定します。

① 投下固定資産額

1) 土地 = 移転後の工場等の敷地の取得価額 - 既存工場等の敷地の固定資産簿価

※ 計算した金額がマイナスになる場合や移転後の工場敷地が借地である場合は、0（ゼロ）とします。

2) 家屋 = 移転後の工場等の家屋の取得価額 - 既存工場等の家屋の固定資産簿価

3) 償却資産 = 移転後の工場等に設置される償却資産の取得価額 - 既存工場等に設置されていた償却資産の固定資産簿価

② 増加雇用者数 = 移転後の常用雇用者数 - 既存工場等の常用雇用者数

Q10 同一敷地内に親会社と一緒に工場を建てます。指定要件の判定はどうなりますか？

A10 会社法に規定する親会社、子会社の関係があれば、親会社と子会社を一つの会社とみなして、両社の投下固定資産額や増加雇用者数を合算して判定します。また、

助成金の申請に当たっては、親会社と子会社が連名でしてください。

Q11 増加雇用者数は、どのように判定されますか？

A11 助成金算定の基準となる雇用者は、常用雇用者ですので、次の条件のすべてを満たしている必要があります。

- ① 事業者に直接雇用されていること。  
※ 他社から派遣を受けている者は、対象外です。
- ② 雇用保険の被保険者であること。
- ③ 健康保険の被保険者であること。

Q12 親会社からの出向や配置転換となった従業員は、増加雇用者数に含まれますか？

A12 原則として、増加雇用者とみなします。ただし、長浜市内に親会社や配置転換元の工場等がある場合は、次の条件をすべて満たした場合のみ、増加雇用者数に算入します。

- ① 新增設された子会社又は工場等が主たる給与支払者であること。
- ② 出向元や配置転換元の会社や工場等で、補充があること。

Q13 新規に立地後、助成期間内に増設した工場についても対象となりますか？

A13 新規立地した工場に更に増築された場合で、増築部分が助成対象となるときは、その部分が当初に提出された工場等新增設計画されているときや指定内容変更等届出書を提出し指定内容が変更されたときです。

増築部分について助成を受けられるのは、当初の新規立地に係る工場に対する助成期間内です。

しかしながら、増築部分のみで、投下固定資産額と増加雇用者数の条件を満たす場合は、その増築部分を増設として、新たに指定し、助成を受けることとなります。

Q14 増加した雇用者は、長浜市内に居住する者である必要がありますか？

A14 増加雇用者の居住地条件については、工場等立地助成金の指定条件の場合と雇用促進助成金の交付条件では異なります。

立地助成金の指定条件は、居住地を問いません。

雇用促進助成金の交付条件は、長浜市に居住している人を対象としています。

例示をしますと、次のとおりです。

- ① 増加雇用者数10人（彦根市6人、長浜市2人）の場合
  - 1）立地助成金は、増加雇用者数が5人以上なので、対象となります。
  - 2）雇用促進助成金は、長浜市の居住者が5人未満なので、対象になりません。
- ② 増加雇用者数20人（彦根市10人、長浜市6人）の場合

- 1) 立地助成金は、増加雇用者数が5人以上なので、対象となります。
- 2) 雇用促進助成金は、長浜市の居住者が合わせて5人以上なので、対象になります。

助成金の額は、長浜市6人×10万円＝60万円です。

Q15 長浜市に居住しているかは、どのように判定されますか？

A15 居住していることは、住民基本台帳に記載があるか、外国人登録がされているかで判定します。

なお、指定企業に雇用されるために新たに長浜市に住民登録をした者も含まれます。

Q16 当社は、土地を賃借していますが、その賃借料は助成の対象ですか？

A16 工場等立地助成金は、新增築に当たって建築された建物、設置された機械装置などの償却資産及びその工場の敷地に対して支払われた固定資産税を算出の基礎としています。これは、企業の新增設により、安定した税収増を図るためのインセンティブです。ですから、賃借料については、助成の対象とはなりません。

ただし、県や市の土地開発公社から工場の敷地を賃借した場合で、土地開発公社からその敷地に係る固定資産税相当額の支払いを求められているときは、支払った固定資産税相当額の範囲内で、助成金の対象とします。

Q17 助成金は、いつ交付されますか？

A17 工場等用地造成助成金は、指定した工場の事業開始後、助成金交付申請の手続きを経た後に交付となります。

工場等立地助成金及び雇用促進助成金については、助成金額の算出基礎となる固定資産税完納後となります。

Q18 新工場の操業直後は、雇用者数が5人未満でしたが、その後事業を拡大し、雇用者数が10人に増加しました。助成金の対象になりませんか？

A18 工場等立地助成金の交付条件を判定する時期は、新增設した工場での操業開始時期です。

ですから、操業開始時点で、投下固定資産額及び増加雇用者数の条件を満たしておく必要があり、操業後に雇用者が増加して条件を満たしても助成金の対象とはなりません。

ただし、操業後に増設し、増設部分だけで、投下固定資産額と増加雇用者数の条件を満たせば、その増設部分が助成金の対象となります。

Q19 当社は、一昨年工場を新設し、助成金の対象となりました。今年、事業を拡大し20人従業員を増やしました。この20人は雇用促進助成金の対象になりますか？

A19 一昨年工場を新設されていますので、助成金は昨年から3年間交付されます。この助成期間内に増加した雇用者は、雇用促進助成金の対象となります。

Q20 助成金の交付申請手続を教えてください。

A20 助成申請手続と申請時期は、次のとおりです。

【工場等立地助成金、雇用促進助成金】

| 手 続                           | 申 請 書 類                                                                                                                                                  | 申 請 時 期                      |
|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 指定申請                          | ①事業者指定申請書（様式）<br>②工場等新增設計画書（様式）<br>③定款又は規約<br>④登記事項証明書（法人）又は住民票の写し（個人）<br>⑤財務諸表（法人）又は所得税青色申告決算書若しくは収支内訳書（個人）                                             | 工場等の操業開始前                    |
| 事業開始届                         | ①事業開始届                                                                                                                                                   | 指定後、工場等の操業開始前                |
| 助成金交付申請<br>（工場等立地助成金・雇用促進助成金） | ①助成金交付申請書（様式）<br>②固定資産税課税証明書<br>③償却資産申告書の写し<br>④工場等の配置図<br>⑤市税の納税証明書<br>⑥投下固定資産明細書（償却資産については、③で代用。）<br>⑦労働者名簿からの抜粋<br>（氏名、雇用年月日、居住地がわかるもの）<br>⑧環境保全協定の写し | 工場等の操業開始後、投下固定資産に係る固定資産税を完納後 |
| 助成金交付請求                       | ①助成金等交付請求書（様式）                                                                                                                                           | 助成金交付決定後                     |

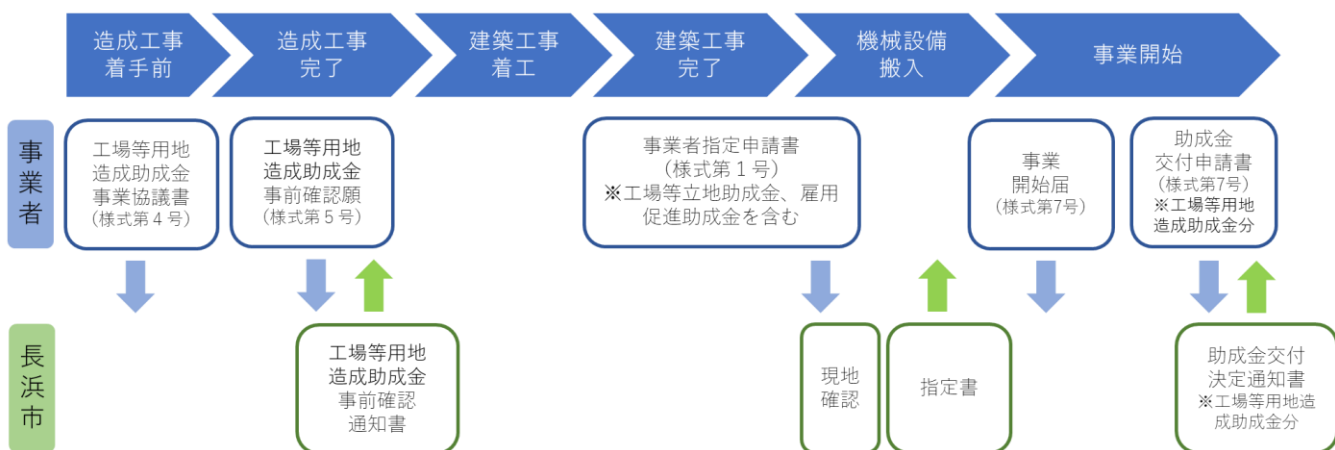
【工場等用地造成助成金】

| 手 続     | 申 請 書 類                                                                                                                                                                                                                                 | 申 請 時 期       |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 事前協議    | ①工場等用地造成助成金事前協議書                                                                                                                                                                                                                        | 造成工事の着手前      |
| 事前確認    | ①工場等用地造成助成金事前確認願<br>②造成を証する図面（位置図、造成前土地現況図、造成計画平面図、横断図、建物配置図、求積図、建築物平面図等）<br>③造成を証する書類（着工前写真、工事完了後写真、工事施工状況の分かる写真等）<br>④造成に要した経費を証する書類（工事契約書等の写し、支出を証明する領収書等の写し、単価等が明示された造成工事費見積書等）<br>⑤土地の売買契約書、賃貸借契約書又は地上権設定契約書の写し<br>⑥その他市長が必要と認めるもの | 造成工事完了後3か月以内  |
| 指定申請    | ①事業者指定申請書（様式）<br>②工場等新增設計画書（様式）<br>③定款又は規約<br>④登記事項証明書（法人）又は住民票の写し（個人）<br>⑤財務諸表（法人）又は所得税青色申告決算書若しくは収支内訳書（個人）<br>⑥工場等用地造成助成金事前確認通知書の写し                                                                                                   | 工場等の操業開始前     |
| 事業開始届   | ①事業開始届                                                                                                                                                                                                                                  | 指定後、工場等の操業開始前 |
| 助成金交付申請 | ①助成金交付申請書（様式）<br>②労働者名簿の写し<br>③造成を証する図面（位置図、造成前土地現況図、造成計画平面図、横断図、建物配置図、求積図、建築物平面図等）<br>④造成を証する書類（着工前写真、工事完了後写真、工事施工状況の分かる写                                                                                                              | 事業開始後3か月以内    |



|         |                                                                                                                         |          |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
|         | 真等)<br>⑤造成に要した経費を証する書類（工事契約書等の写し、支出を証明する領収書等の写し、単価等が明示された造成工事費見積書等）<br>⑥土地の売買契約書、賃貸借契約書又は地上権設定契約書の写し<br>⑦その他市長が必要と認めるもの |          |
| 助成金交付請求 | ①助金等交付請求書（様式）                                                                                                           | 助成金交付決定後 |

★手続きの流れ（工場等用地造成助成金）



## インキュベーションセンター発立地助成金 Q&A

Q 1 長浜バイオインキュベーションセンターを退所して、新たな拠点を市内に探しています。助成金を受けられますか？

A 1 長浜バイオインキュベーションセンター入居企業が退所して、市内に拠点を設ける場合も助成の対象としています。

Q 2 バイオに関する事業ではないのですが、対象となりますか？

A 2 この助成制度は、高度な技術を持つベンチャー企業が市内に立地することを目的としていますので、製造業、情報通信業の一部及び自然科学研究所に属する事業を行う企業で、公的インキュベーションセンターに入居していた者なら、助成の対象となります。

Q 3 公的インキュベーションセンターとは、どのような施設ですか？

A 3 インキュベーションセンターとは、ベンチャー企業を育成する施設のことです。公的インキュベーションセンターとは、設置者が国、地方公共団体などの公法人、独立行政法人又は公益法人などの非営利法人です。

Q 4 他の公的インキュベーションセンターを退所した理由により、助成されない場合もありますか？

A 4 長浜市が助成制度を設けているのは、インキュベーションセンターで育った高い技術を持つベンチャー企業を市内に立地させるためです。ですから、センターにおいて一定程度の成果を挙げている企業である必要があります。例えば、入居料の支払いが滞って退去させられた企業などは、対象となりません。

Q 5 他の公的インキュベーションセンターで開発していた事業とは異なる事業を長浜市内で実施したいのですが、助成の対象となりますか？

A 5 インキュベーションセンターでの研究・開発事業との差異を判断することは困難な場合がありますが、この助成の目的は、事業に目途のついた企業で、未だ自力で拠点設置ができない企業を支援するものですので、新たな事業の研究・開発については、長浜バイオインキュベーションセンターを始めとした施設で行ってください。

Q 6 敷金は、助成対象になりますか？

A 6 助成対象になるのは、定期的に支払われる家賃のみです。権利金、更新料、敷金、

礼金など家賃とは別に支払うものは、対象になりません。

Q 7 建物に附属する駐車場の料金を支払っていますが、助成の対象になりますか？

A 7 家賃以外の駐車場などの借地料は、助成対象になりません。

Q 8 家賃は、代表者が支払いますが、助成の対象になりますか？

A 8 原則は、事業を行う企業が賃借人（家賃の支払者）である必要がありますが、次の場合には、助成の対象とします。

- ① 事業を行う法人の無限責任社員、取締役、執行役が当該工場等の賃借人である場合。ただし、賃借の目的として、「当該企業が事業を行う施設を用に供する」ことが賃貸借契約で明確にされていること。
- ② 個人事業の場合は、当該事業を営む個人が助成対象となる個人とともに、当該工場等の賃貸借契約上連帯債務関係にある場合
- ③ 助成対象者の親会社が支払う場合

Q 9 助成金は、いつ支払われますか？

A 9 助成金は、当該年度（４月１日～翌年の３月３１日）分をまとめて交付します。交付期間は３年間ですので、例えば１０月から賃借が始まった場合は、１０月から翌年３月分までの助成金を４月中に交付し、次の２年間は４月から３月分までの助成金を４月に、最後の年は、４月から９月分までを１０月に支払います。

Q 10 助成金の交付申請手続を教えてください。

A 10 助成手続とその申請時期は、次のとおりです。

| 手 続   | 必 要 書 類                                                                                                                                                   | 申 請 時 期          |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 指定申請  | ① 事業者指定申請書（様式）<br>② 工場等新增設計画書（様式）<br>③ 会社の定款又は規約<br>④ 登記事項証明書（法人）又は住民票の写し（個人）<br>⑤ 財務諸表（法人）又は所得税青色申告決算書若しくは収支内訳書（個人）<br>⑥ 公的インキュベーションセンターに入所していたことを証明する書類 | 工場等で事業を開始する前     |
| 事業開始届 | ① 事業開始届                                                                                                                                                   | 指定所を交付された後、事業開始前 |

|         |                                                                                |                   |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
|         |                                                                                | まで                |
| 助成金交付申請 | ① 助成金交付申請書（様式）<br>② 賃貸借契約書の写し<br>③ 市税の納税証明書<br>※雇用促進助成金交付の申請をする場合は、<br>④ 労働者名簿 | 賃借料を始めて支払った月の翌月末日 |
| 助成金交付請求 | ① 補助金等交付請求書（様式）<br>② 支払った賃借料の領収書の写し                                            |                   |